

ウィルアジアジャパン株式会社

許可番号 13-ユ-309720

返戻金について

採用決定者が入社後、本人の責めに基づく懲戒解雇または自己都合（丙の死亡、病気、または退職勧奨等の求人者側の責めに帰すべき事由を除く）により退職するに至った場合、退職した日が入社後 90 日以内である場合に限り、下記の基準に基づき対価を返還するものとする。

この場合、求人者の依頼があれば、引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

- | | |
|---------------------|---------|
| 一、退職日が入社後 60 日以内の場合 | 報酬額×50% |
| 二、退職日が入社後 90 日以内の場合 | 報酬額×30% |

※ 入社後 90 日以内とは、入社日を含む暦上の日数で数えるものとする。